



佐賀県職員  
〔行政特別枠〕  
採用試験

行政特別枠試験の特徴

民間企業志望の方も受験しやすい試験となっています

- 最初に、アピールシートによる書類選考を実施します。
- 第一次試験は専門試験は行わず、教養試験のみとし、一次試験の合格者を従来よりも大幅に増やし、面接試験を受ける人数を多くします。
- 面接回数を3回に増やし、より面接を重視した試験です。
- 最終合格発表が6月中・下旬と従来どおりの試験と比べて、約2カ月早くなります。

◆採用区分 行政

◆職務内容

知事部局または各種委員会事務局における広範な行政分野にわたる事務

◆採用予定人員 5名程度

◆受験資格

- ・昭和58年4月2日～昭和62年4月1日までに生まれた方
- ・昭和62年4月1日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した人、または平成21年3月までに卒業見込みの方

◆第一次試験

平成20年4月13日(日)

◆受付期間

2月1日(金)～2月29日(金)

（書類選考通過者のみ）

インターネットによる申込

◆持参申込

8時30分～17時

（土、日曜祝日は除く）

◆郵送申込

必ず配達記録郵便で送ること

2月29日の消印有効

◆問い合わせ

佐賀県人事委員会 事務局

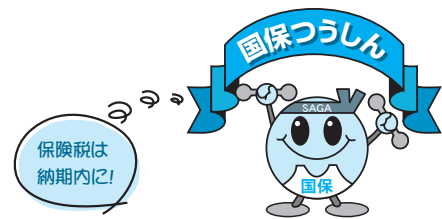
☎25-7295

E-mail saiyou@pref.saga.lg.jp

退職医療制度を受けられる方

この制度は次のすべてに該当する方と、その被扶養者が受けられます。

- ①国民健康保険に加入している方
- ②老人保健法の適用を受けていない方
- ③厚生年金や各種共済組合の年金を受けている方でこれらの年金制度の加入期間が20年以上、もしくは、40歳以上で10年以上加入している方



長い間、会社や役所などに勤め、退職して国保に加入する方で、厚生年金や共済年金を受給中の場合、75歳（一定の障害がある方は65歳）になるまでの間は、退職者医療制度で医療を受けることができます。

年金証書を受け取ったらすみやかに届出を

年金の受給権が発生し、年金証書を受け取ったら、14日以内に市役所市民生活課で手続きをしてください。「国民健康保険退職被保険者証」を交付します。

届出に必要なもの

- 年金証書
- 印鑑（みとめ印可）
- 保険証（すでに国民健康保険に加入している場合）

■問い合わせ くらし部・市民生活課 国保年金係 ☎75-6116

広告

★ 御祝・・・結納・入学・卒業・還暦・米寿

★ 歓送迎会・同窓会

★ 御法事・・・思い出を偲び、真心を込めておもてなし致します

※ お料理のお届けも承っております

※ 2月1日よりレストラン梅の華は火曜日が定休日となります

多久シティホテル松屋

多久市北多久町砂原692-42  
☎0952-75-6666